

厚生労働省令第九十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
	(略)	
(略)	(略)	
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	(略)	
ベンジルアルコール	一パーセント未満	一パーセント未満
ベンゼン	(略)	
(略)	(略)	

改正前

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
	(略)	
(略)	(略)	
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	(略)	
(新設)	(略)	
ベンゼン	(略)	
(略)	(略)	

附 則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。